

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成23年2月4日付けで部分開示決定のあった保有個人情報の1～10のうち、〇〇〇〇担当部長の問題行動の事実と称する部分の全て」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成23年6月30日付けで行ったその一部を不訂正とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 申立人は、平成22年12月8日付けで埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成23年2月4日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、部分開示決定を行った。
- (3) 申立人は、平成23年5月12日付けで、条例第29条第1項の規定に基づき実施機関に対し、本件対象保有個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、平成23年6月30日付けで、条例第32条第1項の規定に基づき、本件処分を行った。
- (5) 申立人は、平成23年8月25日付けで、実施機関に対し、削除を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (6) 当審査会は、平成24年3月15日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受け、併せて、本件異議申立てについて、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成24年4月16日付けで、申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成24年7月19日、実施機関から意見聴取を行った。
- (9) 当審査会は、平成24年9月19日付けで、申立人から口頭意見陳述書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

(略)

4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件処分における一部訂正について

申立人からの平成23年5月12日付け訂正請求を受け、本件対象保有個人情報の内容について改めて確認を行ったところ、「〇〇〇〇担当部長の問題行動」という文書を作成した〇〇〇〇〇〇センターより、当該文書中の日付の一部に誤りがあった旨の、訂正の報告があった。そのため、平成23年6月30日付けで該当する日付2か所について保有個人情報の訂正決定を行った。

(2) 事実確認調査の実施について

当時の〇〇〇〇〇〇センターの所長以下7名に「〇〇〇〇担当部長の問題行動」の記載内容について事実確認などを行った結果、当該日付を除いては、その内容に誤りがないことが確認できていることから、その余の部分については訂正する理由がない。

(3) 当初部分開示決定における不開示部分の扱いについて

申立人は「評価の全て」について削除を求めているが、申立人本人の評価については、平成23年2月4日付けの保有個人情報部分開示決定で不開示としており、条例第29条第1項第1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当せず、訂正請求の対象にはならない。

(4) 「評価」に対する訂正請求について

そもそも条例第29条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。当該請求のうち、「評価の全て」については、評価そのものに対する訂正請求であるため、条例の訂正請求権の対象外である。

5 審査会の判断

当審査会において、本件処分について申立人及び実施機関の主張を検討した結果、次のように判断する。

(1) 「評価」部分に係る訂正の可否について

申立人の主張は、「申立人の問題行動の事実と称する部分及び評価」の全ての削除ではあるが、そもそも、本件訂正請求では「評価」部分について請求されておらず、本

件処分の対象外であるため、「評価」部分について訂正の可否を検討する必要はないと認められる。

(2) 開示部分に係る訂正の可否について

本件対象保有個人情報のうち、開示部分全般について訂正が認めうるかを検討する。

ア まず、申立人に係る人事評価のおおもととなった〇〇〇〇〇〇〇〇センターにおける事実関係の部分については、実施機関が、本件訂正請求を受けて、当時の同センター一所長等関係職員に事実確認の調査を実施しており、その結果、本件対象保有個人情報の内容に誤りがなかった旨を主張している。そこで、当審査会において、その調査の実施の状況等について、実施機関から詳細な聴取等を行ったところ、不自然又は不合理な点はなく、当時の関係職員に対し適切な調査が行われたものと思料された。

イ 次に、本件対象保有個人情報の性質から検討を加えることとする。

本件対象保有個人情報は、個々の職員の処遇を左右し、組織運営においても極めて重要な意味を持つ人事評価に係る情報に属することから、訂正を含めたその取扱いには特段の慎重な配慮を要するものと認められる。また、こうした人事評価に係る情報は、組織内で特に厳正さを求められる人事評価の手續に則って作成されたものであり、一定の合理性及び妥当性を保持しているものと推測される。しかも、本件については、一般的な人事評価のプロセスに加えて苦情処理手續をも経ており、その内容の適正さは、通常の人事評価に係る情報よりさらに厚く担保されているものとも考えられる。

したがって、こうした人事評価に係る情報としての性質を有する本件対象保有個人情報に安易に変更を加えることは、人事評価システムそのものへの信頼性及び人事評価手續の安定性を損なうことにもなるため、そこに記載された事実等を覆すには、相応の個々具体的な根拠が必要になると言わざるを得ない。しかるに、申立人から、そうした具体的な根拠が示されているとは現状では言い難い。

(3) 申立人の主張について

申立人は、本件処分について、「事実無根、事実誤認に基づく個人情報」及び「事実・証拠の基礎を欠いた虚偽に基づく不利益処分」等と述べるが、いずれも、これらを根拠付ける具体的な事実の提示及び明確な説明がなく、本件処分が不当であることの理由

として採用することはできない。

さらに、申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年月日	内 容
平成24年 3月15日	諮問を受ける（諮問第59号） 実施機関から理由説明書を受理
平成24年 4月16日	申立人から意見書を受理
平成24年 6月21日	審 議
平成24年 7月19日	実施機関からの意見聴取 及び 審議
平成24年 9月19日	申立人から口頭意見陳述書を受理
平成24年 10月24日	審 議
平成24年 11月29日	審 議
平成25年 1月31日	審 議
平成25年 3月25日	審 議
平成25年 4月26日	審 議
平成25年 5月29日	審 議
平成25年 6月26日	審 議
平成25年 7月24日	審 議
平成25年 8月7日	答 申